

## 競争的研究費の間接経費の執行に係る方針

平成18年6月1日  
令和4年4月1日改正

徳島県立工業技術センター

### 1. 趣旨

この方針は、徳島県立工業技術センター（以下「工業技術センター」という。）が獲得した競争的研究費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため、令和3年10月1日改正「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、当該経費に係る間接経費の目的、額、使途、執行方法等について、必要な事項を定める。

### 2. 定義

（1）配分機関 競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関。

（2）直接経費 競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関が使用する経費。

（3）間接経費 直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関が使用する経費。

### 3. 間接経費導入の趣旨

競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的研究費をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究の質を高める。

### 4. 間接経費運用の基本方針

間接経費の使用に当たり、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する。

### 5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%以内に当たる額とする。

### 6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

### 7. 報告

工業技術センター所長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月15日までに配分機関に報告する。

## 8. その他

この方針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定める。また、この方針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直す。

(別表1)

### 間接経費の主な使途の例示

当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、次のものを対象とする。ただし、所長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

#### ○管理部門に係る経費

一管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

一管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、役務費、通信運搬費、謝金、旅費など

#### ○研究部門に係る経費

一共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、役務費、通信運搬費など

一当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、役務費、謝金、旅費など

一特許関連経費

一研究棟の整備、維持及び運営経費

一設備の整備、維持及び運営経費

一ネットワークの整備、維持及び運営経費

一図書館の整備、維持及び運営経費など

#### ○その他の関連する事業部門に係る経費

一研究成果展開事業に係る経費

一広報事業に係る経費

など